

■障害者手帳制度

□身体障害者手帳の交付

内 容 身体障害者福祉法に基づき、障害の程度によって1級から6級までに区分された身体障害者手帳を県知事が交付します。さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

都道府県の指定を受けた医師が記入した身体障害者手帳用の診断書を所持している方が申請可能です。

- ・都道府県の指定を受けた医師が分からない場合はお尋ねください。
- ・手帳の交付は、提出から概ね2ヵ月～3ヵ月後となります。手帳交付時に写真（縦4センチ×横3センチ、正面上半身、無帽、無背景、1年以内に撮影したもの）が必要です。

対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

□療育手帳の交付

内 容 障害の程度によって㊤、A、B、Cに区分された療育手帳が交付されます。さまざまな福祉制度等を利用するために必要な手帳です。

市役所障がい者福祉課で本人の状況等についてお尋ねしたあと、18歳未満の方は埼玉県所沢児童相談所で、18歳以上の方は埼玉県総合リハビリテーションセンターで知的障害の判定を受けていただきます。

手帳の交付は、判定を受けていただいてから概ね1ヵ月後となります。手帳交付時に写真（縦4センチ×横3センチ、正面上半身、無帽、無背景、1年以内に撮影したもの）が必要です。

対象者 埼玉県児童相談所又は埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）において、知的障害と判定された方

□精神障害者保健福祉手帳の交付

内 容 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、障害の程度によって1級～3級に区分された精神障害者保健福祉手帳を県知事が交付します。

診断書を作成できる要件を満たした医師が記入した精神保健福祉手帳用の診断書を所持している、若しくは障害年金（精神を事由とする）を受給している場合に申請が可能です。

- ・医師が診断書を作成できる要件を満たしているかは市役所では把握しておりませんので、直接医療機関にお問い合わせください。

対象者 初診日から6ヵ月以上経過しており、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1593 FAX 04-2952-0615